



長岡市における 広告景観ガイドライン



ガイドラインを活用して取り組む質の高い屋外広告物の設置

長岡市内に設置する屋外広告物は、
新潟県屋外広告物条例が適用されます。

1	ガイドラインの目的と対象	P1
2	ガイドライン使用のポイント	P2
3	一般基準ガイドライン	P3
4	地域景観区分別ガイドライン	P9
5	屋外広告物設置までの流れ	P15

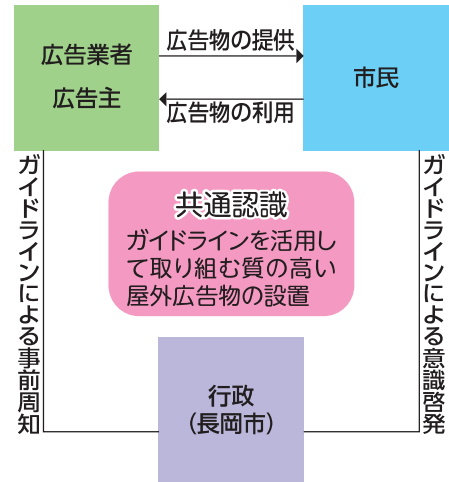
1 ガイドラインの目的と対象

(1) ガイドラインの目的

長岡市は、守門岳、日本海、信濃川などの多様な自然と広がる田園、にぎわいのある商店街など、様々な地域特性を有しており、それぞれの特性からなる美しい景観を生かしたまちづくりを進めています。

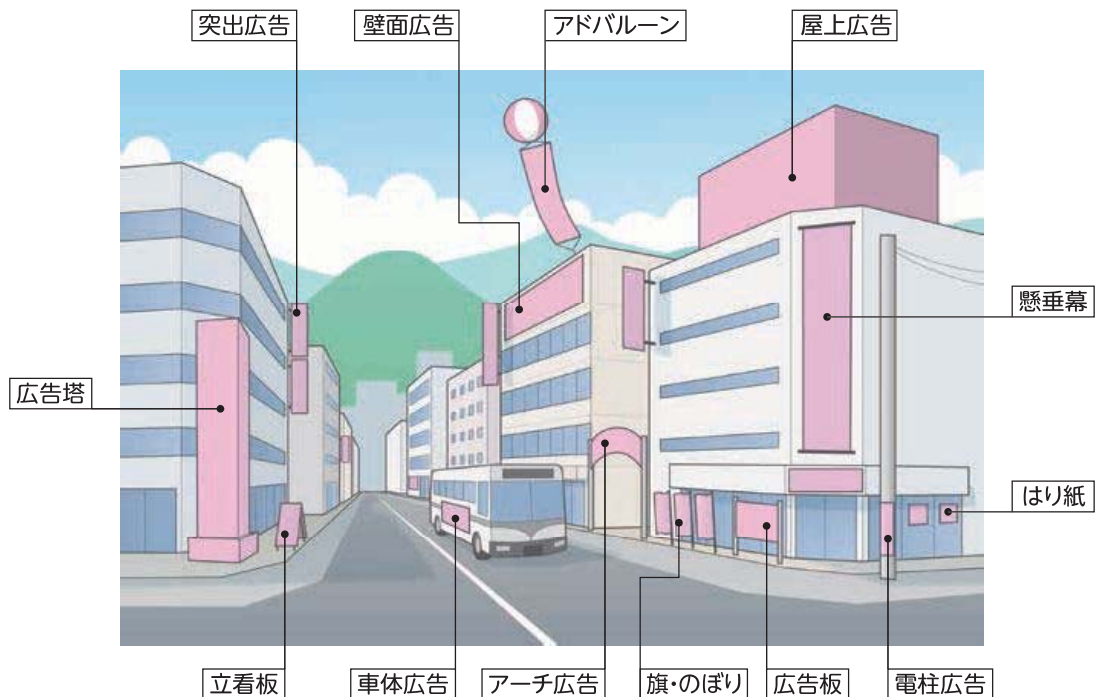
屋外広告物は、商品やサービスの紹介、案内・誘導のための手段として、重要な役割を果たすとともに、良好な景観を形成する上で大きな要素となっています。周辺の街なみに調和するデザインの屋外広告物は、美しい景観を守り、魅力的な街なみをつくり出します。

本ガイドラインは、屋外広告物の設置者と市民、そして行政が、良好な景観形成につながる屋外広告物のあり方を共通認識し、一体となって質の高い屋外広告物が設置される美しい長岡の景観まちづくりを推進するために策定しました。



(2) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される」広告物のことを言います。



(3) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、常設の屋外広告物を対象とします。(お祭り、イベント、選挙時など、一時的に仮設で設置する屋外広告物は対象外です。)

2 ガイドライン使用のポイント

(1) ガイドラインの使用方法

●新潟県屋外広告物条例の遵守

長岡市内に屋外広告物を設置する場合は、**新潟県屋外広告物条例を遵守しなければなりません**。本ガイドラインは周辺の景観に配慮した屋外広告物として、長岡市が推奨する内容を掲載したものです。実際に設置する際には、設置位置や大きさなど、県条例に定める設置基準の確認や申請手続きが必要です。

●長岡市景観条例に基づく景観の誘導

長岡市では、良好な景観の形成のために、屋外広告物を景観面から制限する事項(景観形成基準)を「長岡市景観アクションプラン」にまとめています。また、一定の規模以上のものについては、届出制度により景観誘導を図っています。

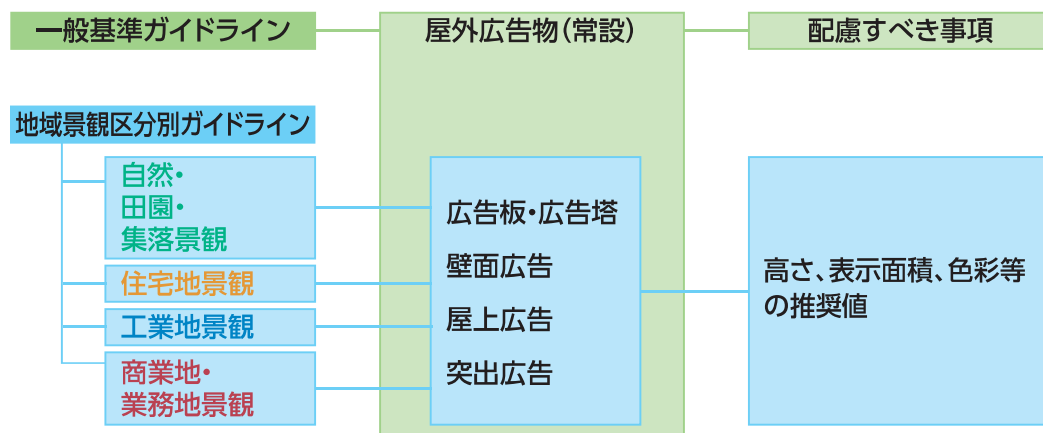
本ガイドラインでは、「長岡市景観アクションプラン」に定める、「屋外広告物に関する景観形成基準」をもとに、景観計画区域内における行為の届出が必要な大規模の広告物だけでなく、小規模な広告物の設計にも活用できるよう、配慮すべき事項や、具体的な推奨値を設定しています。

(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインは、「一般基準ガイドライン」と「地域景観区分別ガイドライン」から構成されます。

一般基準ガイドラインは、常設される全ての屋外広告物を対象として、良好な景観形成のため、屋外広告物を設置する際に配慮すべき事項をまとめたものです。

地域景観区分別ガイドラインは、「長岡市景観アクションプラン」に定める4つの地域景観区分ごとに、特に設置される機会が多い広告板・広告塔、壁面広告、屋上広告、突出広告の4種類について、高さや表示面積、色彩に関する推奨値を定めたものです。



3 一般基準ガイドライン

良好な景観形成のための主なポイント①

設置する広告物が、眺望やまちなみの景観の調和を阻害しないように、設置位置や色彩、意匠などを十分考慮するとともに、デザイン性の向上に努める。

- 01 背景となる山並みや森が作り出すラインを遮らないような高さ、面積、設置位置としましょう。
- 02 眺望対象となる山並みの景観と調和した色彩としましょう。

広告物が稜線を阻害しています。



広告物の高さを抑え、さらに目立たない調和のとれた色彩とすることで、より山並みの眺望が意識できるようになります。



- 03 連続するまちなみのラインを遮らないような高さ、面積、設置位置としましょう。
- 04 まちなみと調和する落ち着いた色使いとするとともに、使用する色数を抑えましょう。

広告物がまちなみのラインを遮るため、統一感のない印象を受けます。



まちなみと調和しない色使いとなっています。

特に蛍光色の使用は避けましょう。

広告物の高さや大きさを控えることで、まちなみの連続性が創出されます。



まちなみと調和するトーンの色とすることで全体として落ち着いた雰囲気となります。

- 05 ランドマーク、文化財など周辺の景観資源に配慮し、その雰囲気を損なわないデザインとしましょう。

周辺の歴史的な建物と調和した広告物としましょう。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

- 06 過度に大きな文字を控えるとともに広告物の大きさや形態などから、適当な「間」を持たせ、バランスの良いデザインとしましょう。余白部分は40%以上としましょう。

太い文字は、離れて見ると空いている部分がつぶれて見えて読みにくくなります。

「間」を持たせることにより、すっきりとまとめ、文字も読みやすくなります。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

- 07 広告物の表面は、光沢を抑えた仕上げとしましょう。

光沢を抑えた表面とすることで、落ち着いたイメージの広告物となります。



改善前のイメージ

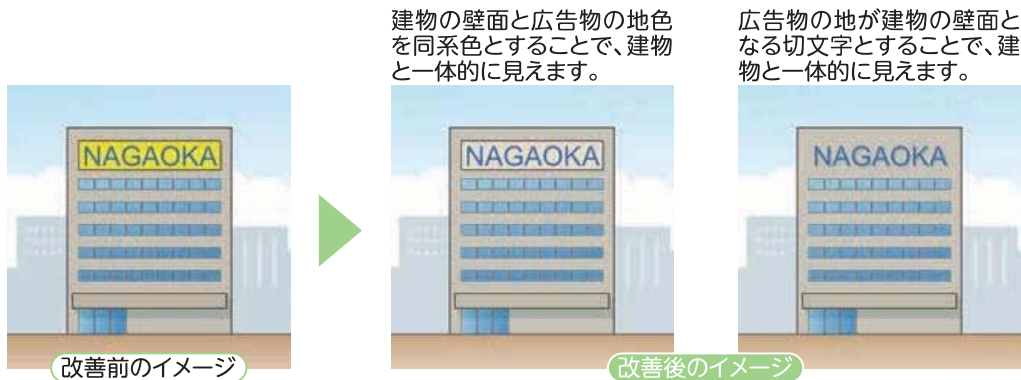


改善後のイメージ

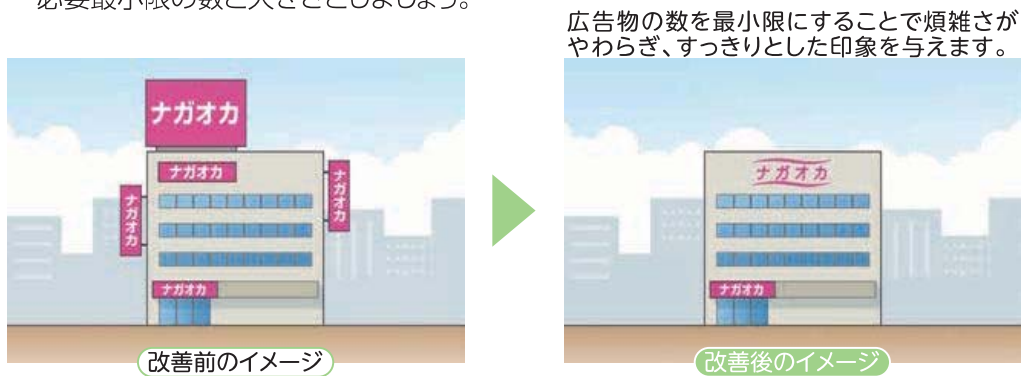
良好な景観形成のための主なポイント②

建物等に屋上広告、壁面広告、突出広告等を設置する場合は、建物との一体化や設置位置の集約化に努める。

- 08 建物の壁面の色と広告物の地色を同系色とし、建物と一体的なデザインとしましょう。また、彩度の高い色の使用は最小限としましょう。
- 09 立体的な箱文字や切文字を使用するなどし、建物と一体的なデザインとしましょう。



- 10 同一の建物について、屋上広告、壁面広告、突出広告を数種類組み合わせるのではなく、必要最小限の数と大きさとしましょう。



- 11 同一の建物について、屋上広告、壁面広告、突出広告を複数設置する場合は、できる限り集約化しましょう。



- 12 屋上や壁面から突き出したものを控え、建物と一体化させましょう。
設置位置や大きさを工夫して、建物との一体化を図りましょう。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

良好な景観形成のための主なポイント③

広告物の設置にあたっては、歩行者等の通行、交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げることなく、周囲との調和に努める。

- 13 立看板や広告旗などの広告物は、歩行者の通行の妨げにならないようにしましょう。
快適な歩行空間を確保するため、歩行者の妨げにならないよう、広告物の形状や設置方法を工夫しましょう。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

- 14 沿道の広告物は、自動車運転者の視界を妨げたり、道路標識の視認性を妨げたりしない位置に設置しましょう。

- 15 道路標識と似ている色彩の使用を控えましょう。

広告物により信号や道路標識が見えにくくなっています。

道路標識の視認性を確保するため、設置位置、色彩を変更しましょう。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

信号を見やすくするため、
広告物を低くしましょう。

動画や点滅している広告物を自動車運転者の目線に設置すると、視認性が妨げられ、大変危険です。

良好な景観形成のための主なポイント④

商店街等は、通り沿いの統一したデザインを検討し、まちなみのイメージアップに貢献するように努める。

- 16 広告物の形、大きさ、素材、質感、設置位置、色彩などの要素を統一しましょう。
- 17 店舗の雰囲気にあった素材や色を使用するなど、店とまちなみのイメージアップを図りましょう。

広告物の形、大きさ、設置位置、色彩がそろっていないまちなみは、煩雑な印象を与えます。



改善前のイメージ

和風の店舗の雰囲気に合わせた広告物



改善後のイメージ

同じ色彩を広告物の一部に取り入れることで、統一感がうまれます。

良好な景観形成のための主なポイント⑤

繁華街では広告物が、にぎわい、活気、楽しさを演出する要素となるように努める。

- 18 歩行者が不快に思わない、意匠に工夫を凝らした商店街の魅力を伝えるデザインとしましょう。
- 19 けばけばしい色の使用は控え、にぎわい、活気、楽しさのある通りの演出に寄与することを心掛けましょう。

店舗に合わせた親しみのあるデザイン



推奨例のイメージ

人々の目線に入りやすい建物の低層部に、ピクトサインとしてカラフルな色を取り入れてにぎわいや楽しさを演出したデザイン



推奨例のイメージ

良好な景観形成のための主なポイント⑥

電飾等については、地域の特性に応じて周辺への影響に配慮する。

- 20 照明広告は、極力小さくし、また表示内容を必要最小限にしましょう。
- 21 動光、点滅は極力控えて、動光・点滅速度は可能な限り緩やかにしましょう。
- 22 住宅地、農村等及びその周辺では点滅を避け、過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明広告は必要最小限としましょう。



改善前のイメージ



改善後のイメージ

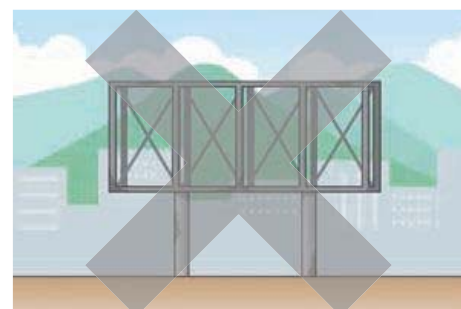
良好な景観形成のための主なポイント⑦

汚れが目立たないような耐久性、退色性等に考慮した材料の使用に努める。

- 23 経年劣化や変色に強い材料を使用しましょう。
- 24 日ごろから点検し、適正な維持管理に努めましょう。



- 25 不必要となった広告物は速やかに撤去しましょう。



4 景観区分別ガイドライン

景観区分別ガイドラインの景観区分、広告物、色彩について、基本事項を示します。

●景観区分

長岡市内の全域は、周辺の状況から4つの景観区分に大別されます。屋外広告物を設置する時は、その設置場所の周辺の状況を確認して、該当する景観区分別ガイドラインを基に、周辺の景観と調和した広告物を計画します。11ページ以降、4つの景観区分ごとに、屋外広告物の表示位置、高さ、面積及び色彩の推奨値を示しています。

注意 新潟県屋外広告物条例により、原則として広告物が設置できない禁止地域や大きさなどの設置基準が定められています。広告物の設置位置、大きさなどが決まりましたら、設置可能かどうかを長岡市にご相談ください。

①自然・田園・集落景観

周辺に田園が広がる地域、山間の地域、海岸沿いなど、自然や田園風景を中心に形成される地域

【対象地域】自然、海、砂浜、農山村地域など



②住宅地景観

住宅を中心にまちなみが形成されている地域

【対象地域】住宅地域、住宅地域内の商店街など



③工業地景観

大規模な工場や倉庫が集積している地域

【対象地域】北部工業地帯、中之島工業団地など



④商業地景観、業務地景観

大型店舗、流通業務施設や文化・交流施設などが集積し、人々が集まり、にぎわいや活気のある地域

【対象地域】中心市街地、郊外型商業地、
千秋が原地区、シビックコア地区など



● 広告物

自家用広告物	自己の店舗等の建物や敷地内に、自己の名称や営業内容を表示し、又は設置する広告物等
非自家用広告物 (※)	自家用広告物以外の広告物。自己所有の土地、建物等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に店舗等がない場合や、敷地内の店舗の営業に関係ない広告物の場合は、非自家用広告物
広告板	表示可能面が2面以下で、独立した広告物
広告塔	表示可能面が3面以上で、または円筒形の独立した広告物

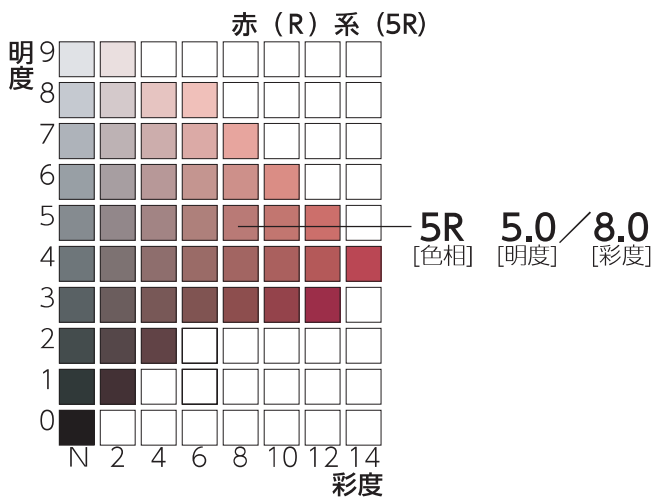
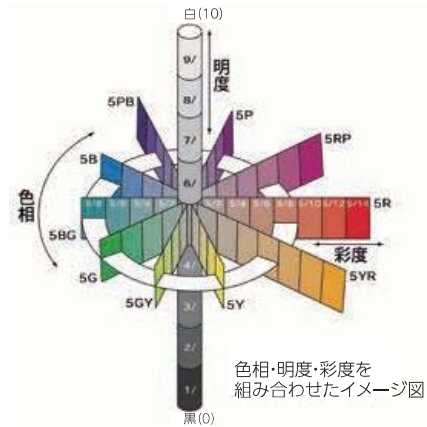


※新潟県屋外広告物条例では、このうち、特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするものについて、別途制限がありますのでご注意ください。

● 色彩

本ガイドラインでは、色彩を客観的に表すためにマンセル表色系を採用しています。ひとつの色彩を、「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組合せによって表します。

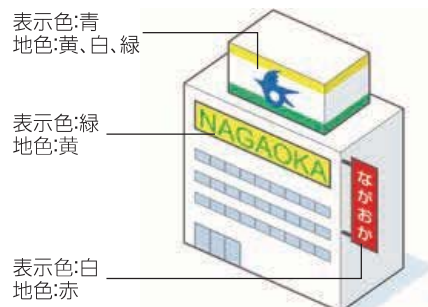
色相	色合いを表し、10種類の基本色とその度合いを示す0から10までの数字の組合せ
明度	色の明るさを0から10までの数値で表し、明るい色は数値が大きく、暗い色は数値が小さい
彩度	色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表し、鮮やかな色は数値が大きい



- 赤(R) 赤、黄、緑、青、紫の5色とそれぞれの中間色を加えた10色が色相の基本色
- 黄赤(YR)
- 黄(Y)
- 黄緑(GY)
- 緑(G)
- 青緑(BG)
- 青(B)
- 青紫(PB)
- 紫(P)
- 赤紫(RP)

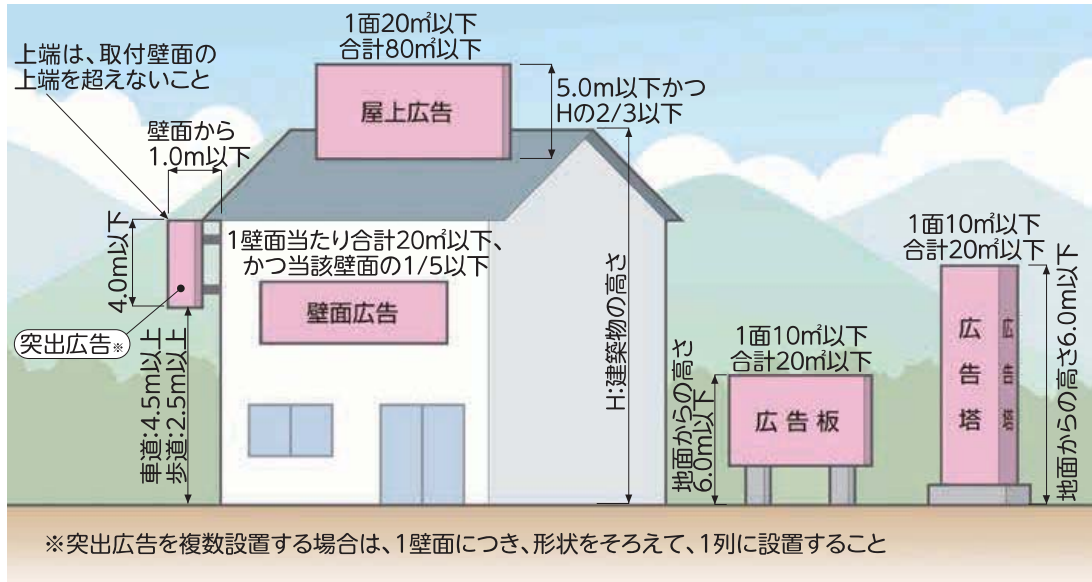
景観区分別ガイドラインでは、広告物の地色について、10種類の色相を、「赤(R)系」、「黄赤(YR)系」、「黄(Y)系」、「その他の色相」の4つに大別し、それぞれの彩度の推奨値を示します。

- 【表示色】文字やマークなどの広告物を表示する色
- 【地色】広告物の地となる大きな面積を占める色



4-1 自然・田園・集落景観

(1) 自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

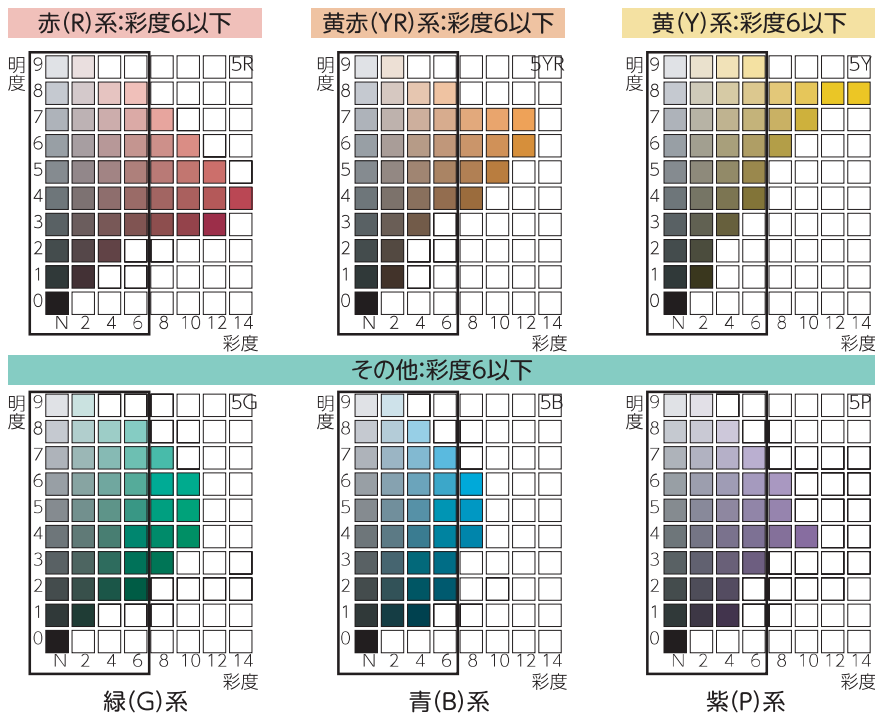


(2) 非自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

・非自家用広告物は、原則設置しないようにしましょう。

(3) 地色の推奨値

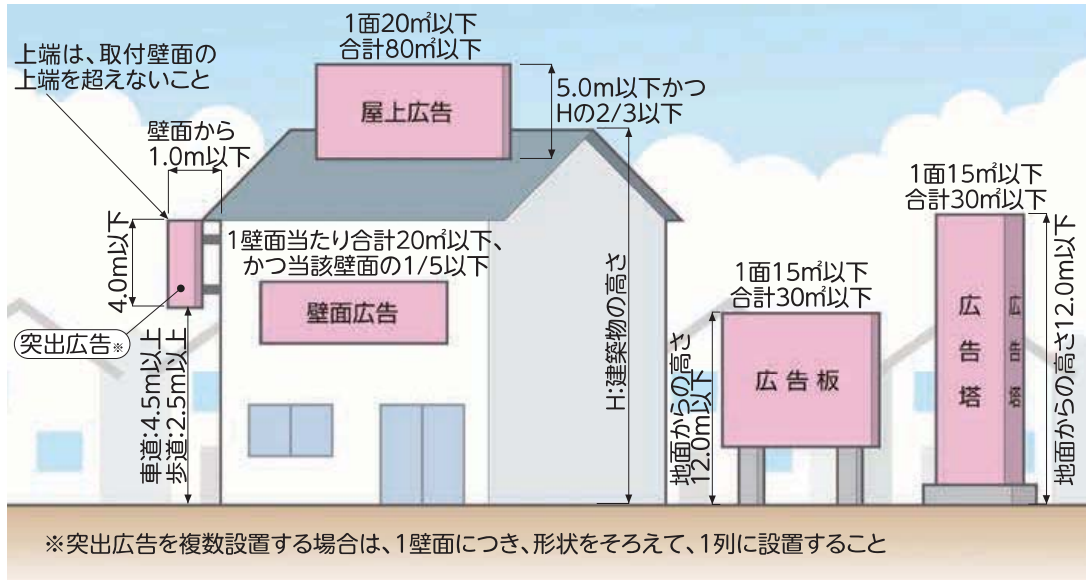
・彩度は、色相に応じた値以下にしましょう。



※この色見本は、印刷等により実際の色彩と異なる場合がありますので、使用の際は色見本等により確認してください(以下同様)。

4-2 住宅地景観

(1) 自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

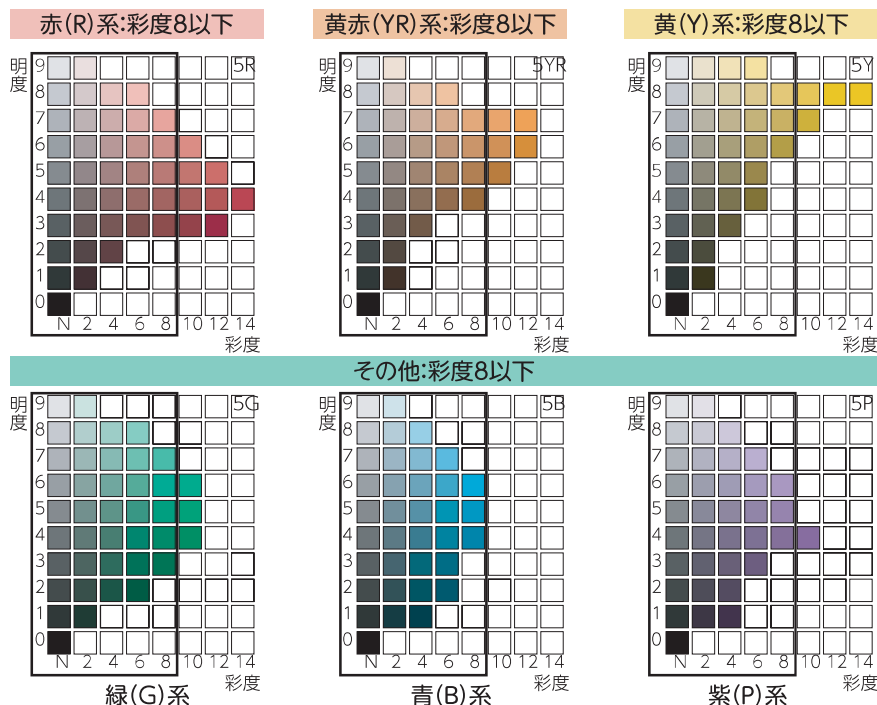


(2) 非自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

- ・非自家用広告物の屋上広告は、原則設置しないようにしましょう。
- ・非自家用広告物の広告板・広告塔は、高さ6m以下、表示面積1面10㎡以下(合計20㎡以下)としましょう。
- ・非自家用広告物の壁面広告、突出広告の推奨値は、自家用広告物の推奨値と同様です。

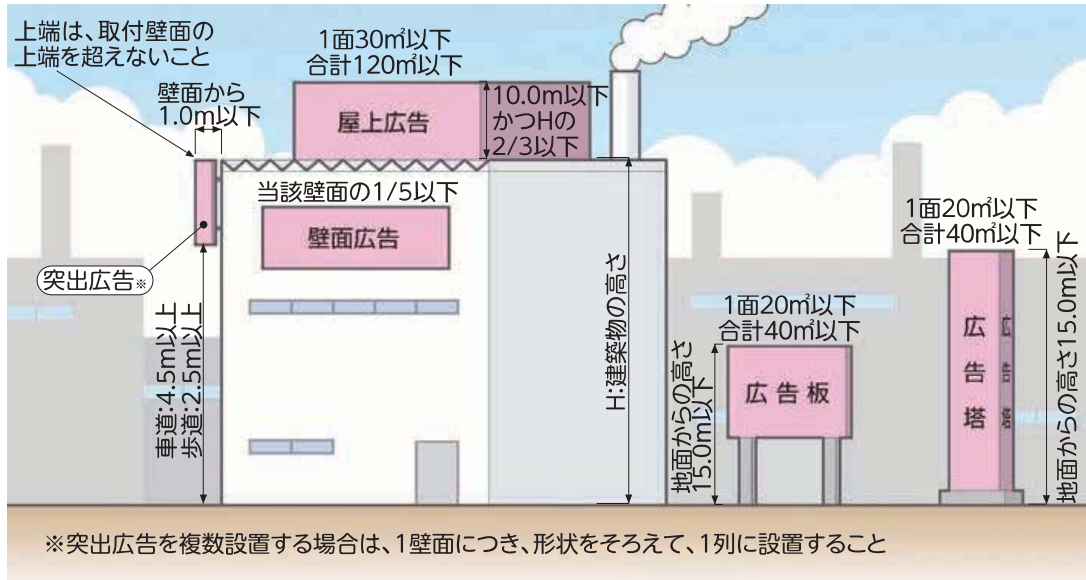
(3) 地色の推奨値

- ・彩度は、色相に応じた値以下にしましょう。



4-3 工業地景観

(1) 自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

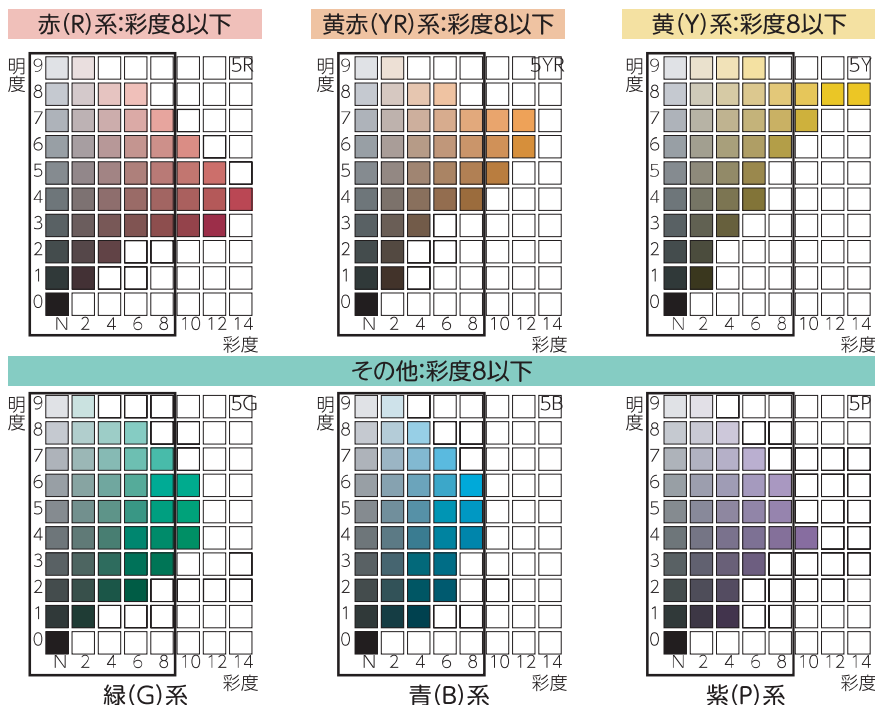


(2) 非自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

- ・非自家用広告物の**広告板・広告塔**は、高さ10m以下、表示面積1面15㎡以下(合計30㎡以下)としましょう。
- ・非自家用広告物の**壁面広告、屋上広告、突出広告**の推奨値は、自家用広告物の推奨値と同様です。

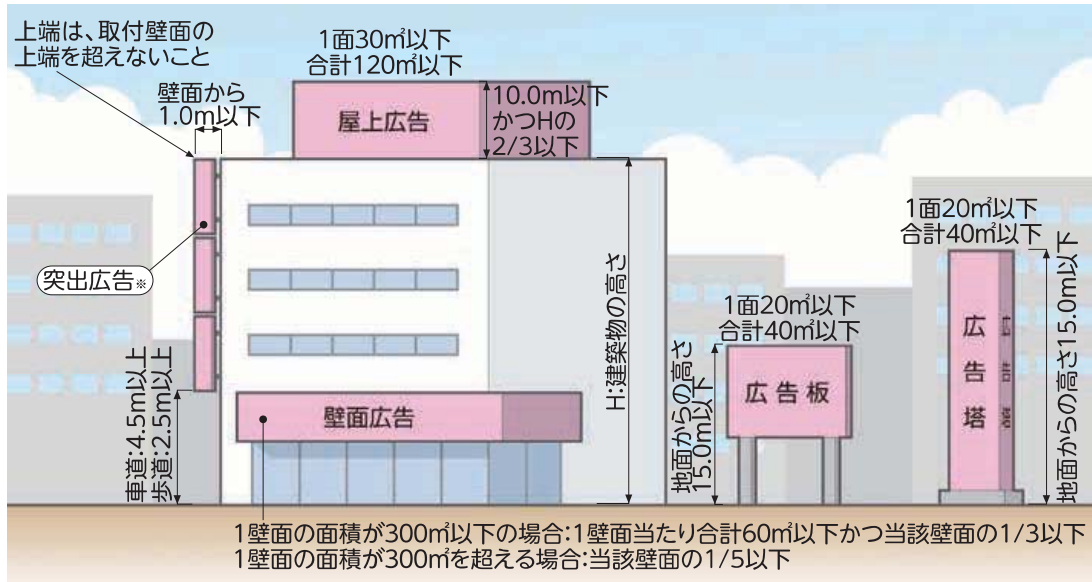
(3) 地色の推奨値

- ・彩度は、色相に応じた値以下にしましょう。



4-4 商業地・業務地景観

(1) 自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値



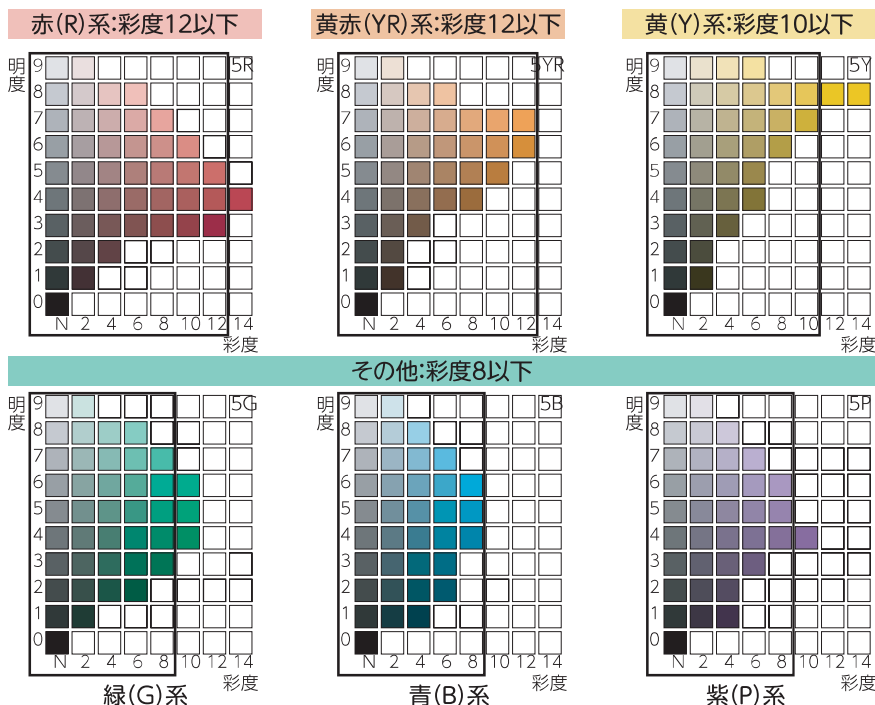
※突出広告を複数設置する場合は、1壁面につき、形状をそろえて、1列に設置すること

(2) 非自家用広告物の表示位置、高さ、面積の推奨値

- ・非自家用広告物の**広告板・広告塔**は、高さ10m以下、表示面積1面15㎡以下(合計30㎡以下)としましょう。
- ・非自家用広告物の**壁面広告、屋上広告、突出広告**の推奨値は、自家用広告物の推奨値と同様です。

(3) 地色の推奨値

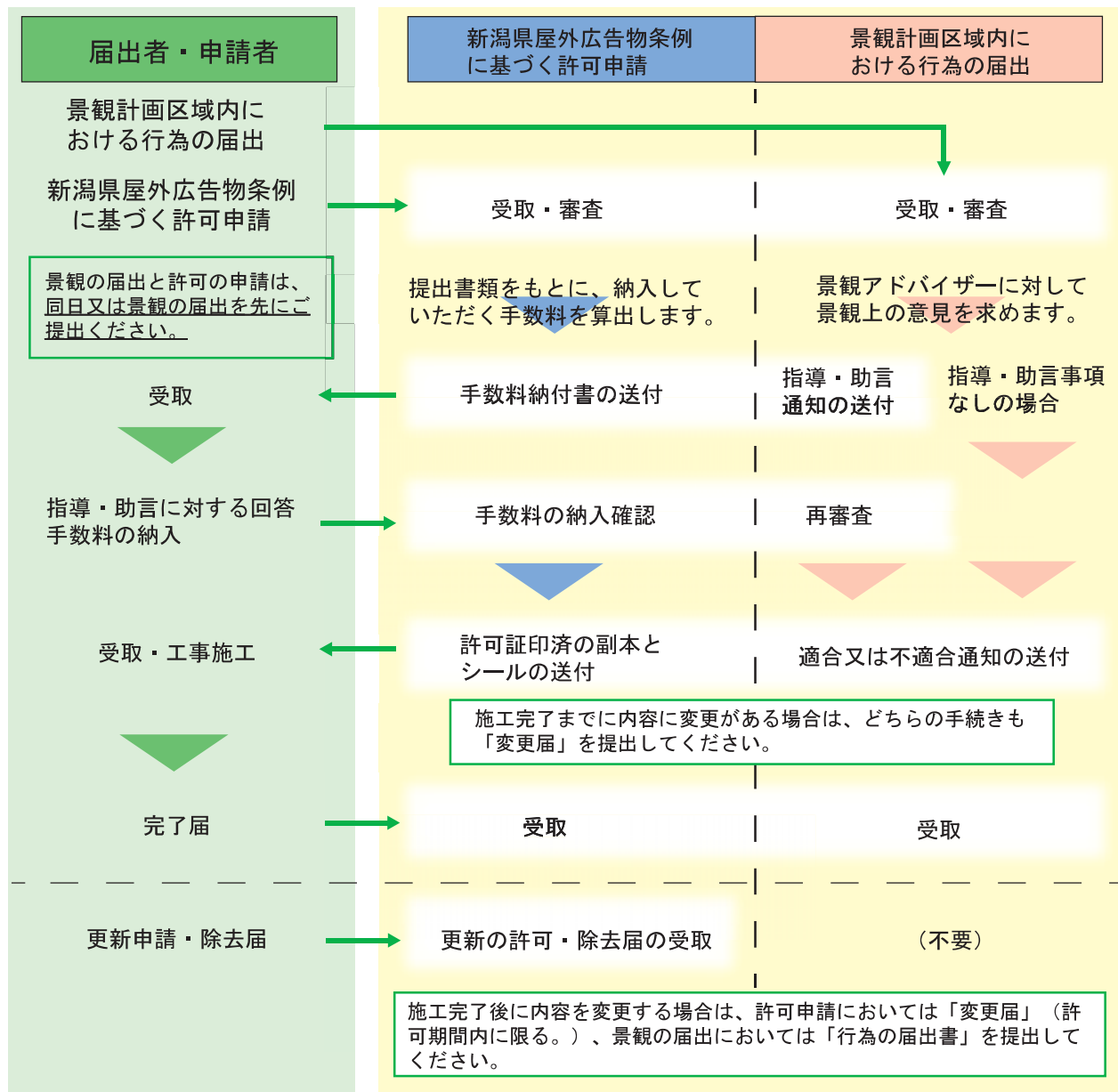
- ・彩度は、色相に応じた値以下にしましょう。



5 屋外広告物設置までの流れ

屋外広告物を計画する場合には、長岡市への**手続き**が必要になります。

※各種手続きの要否については、担当窓口にお問い合わせください。



各種問い合わせ先一覧

内 容	窓口機関	住 所	電話・FAX
屋外広告物の許可申請及び景観の届出について	長岡市都市政策課	〒940-0062 長岡市大手通2-6	電話 0258 (39) 2225 FAX 0258 (39) 2270
建築基準法に基づく確認申請について	長岡市建築・開発審査課	長岡市役所大手通庁舎 フェニックス大手イースト8階	電話 0258 (39) 2225 FAX 0258 (39) 2270
農地法に基づく農地転用について	長岡市農業委員会事務局	〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 長岡市役所市民センター5階	電話 0258 (39) 2243 FAX 0258 (39) 2284
道路の占有許可申請について	長岡地域：長岡市道路管理課 支所地域：各支所産業建設課 (栃尾支所は農林・建設課)	市ホームページでご確認ください。	